

2022年6月改訂

定 款

日本冶金工業株式会社

日本冶金工業株式会社定款

第1章 総 則

第 1 条 当会社は日本冶金工業株式会社と称し、英文ではNippon Yakin Kogyo Co., Ltd.と表示する。

第 2 条 当会社は次の事業を営むことを目的とする。

1. 鉄、ニッケル、コバルト、クローム、マンガン、石炭に関連する鉱山の経営ならびに試掘、採掘および製錬
2. 特殊鋼および軽合金の製造加工ならびに販売
3. ニッケル、コバルト、銅、チタニウム、ジルコニウム、タンゲステン等の非鉄金属、その合金およびセラミックスの製造加工ならびに販売
4. 廃棄物の処理ならびに廃棄物の再生処理
5. 土壌および地下水の調査、分析、浄化処理ならびに再生処理
6. 公害防止機械、輸送・運搬用機械、電気溶接機および鋼構造物の製造ならびに販売
7. 廉房・浴室用設備機器、衛生設備機器、空調設備機器および建築資材の製造ならびに販売
8. 土木、建築および配管工事の設計、監理ならびに請負
9. 不動産の売買、貸借、管理ならびに動産の賃貸および賃金業
10. スポーツ施設、宿泊施設、レストランおよび遊園地の経営ならびに給食業
11. 農産物、畜産物および水産物の生産、加工ならびに販売
12. 倉庫業、旅客・貨物運送業、港湾運送業、海上運送業および通関業
13. 損害保険代理業および生命保険媒介業
14. コンピュータ情報システムの開発および販売
15. 前各号に附帯関連する一切の事業

第 3 条 当会社は本店を東京都中央区に置く。

第 4 条 当会社は株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

第 5 条 当会社の公告は電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲げる。

第2章 株式および株主

第 6 条 当会社の発行可能株式総数は5千5百80万株とする。

第 7 条 当会社は会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を取得することができる。

第 8 条 当会社の単元株式数は、100株とする。

第 9 条 当会社は株主名簿管理人を置く。株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって定め、これを公告する。

② 当会社の株主名簿および新株予約権原簿（以下「株主名簿等」という。）の作成ならびに備え置きその他の株主名簿等に関する一切の事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

第 10 条 当会社の株主名簿等への記載または記録、単元未満株式の買取りその他株式に関する取扱ならびにその手数料については、取締役会の定める株式取扱規程による。

第 11 条 株主は、その有する単元未満株式について次の権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式および募集新株予約権の割当を受ける権利
4. 次条に定める請求をする権利

第 12 条 株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

第3章 株主総会

- 第 13 条 株主総会は、法令に規定する事項および定款に別途定めがある事項のほか、当会社の株式の大規模買付行為に関する対応方針の導入、変更、存続および廃止について、その決議により定めることができる。
- ② 前項に定める当会社の株式の大規模買付行為に関する対応方針とは、当会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に照らして不適切な者によって当会社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みをいう。
- 第 14 条 当会社の株主総会は定時および臨時の 2 種とし定時株主総会は毎年決算期の翌日から 3 月以内にこれを招集し臨時株主総会は必要に応じてこれを招集する。
- 第 15 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。
- 第 16 条 株主総会の議長は取締役社長がこれにあたり取締役社長に事故あるときは取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれにあたる。
- 第 17 条 当会社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
- ② 当会社は電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。
- 第 18 条 株主総会の決議は法令または定款に別段の定めある場合のほか出席株主の議決権の過半数をもってこれを決する。
- ② 会社法第309条第 2 項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもってこれを決する。
- 第 19 条 株主は代理人をもってその議決権を行使することができる。ただしその代理人は当会社の議決権を有する株主 1 名に限る。この場合株主または代理人は株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。
- 第 20 条 株主が、議決権を不統一行使しようとする場合は、その旨および理由を株主総会の 3 日前までに当会社に通知しなければならない。
- 第 21 条 株主総会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

第4章 取締役および取締役会

- 第 22 条 当会社の取締役は10名以内とし株主総会でこれを選任する。
- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。
- 第 23 条 取締役の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。
- 第 24 条 取締役会の決議をもって取締役会長1名、取締役社長1名を選定することができる。
- 第 25 条 当会社を代表する取締役は取締役会の決議により取締役の中からこれを選定する。代表取締役は各自会社を代表する。
- 第 26 条 取締役会長は取締役会の議長となる。取締役会長に欠員または事故あるときは取締役社長、取締役社長に事故あるときは取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれにあたる。
- 第 27 条 取締役会の招集は各取締役および各監査役に対して会日の2日前までに通知を発するものとする。ただし緊急の必要ある場合はこの限りでない。
- 第 28 条 当会社は取締役会の決議事項について、取締役(当該事項について議決に加わることができる取締役に限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の決議があったものとみなす。ただし監査役が異議を述べたときはこの限りでない。
- 第 29 条 取締役会に関する規程は別に取締役会の決議をもってこれを定める。
- 第 30 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は株主総会の決議によって定める。

- 第 31 条 当会社は会社法第426条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第 1 項の取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。
- ② 当会社は会社法第427条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、会社法第423条第 1 項の責任を法令が規定する額まで限定する契約を締結することができる。

第 5 章 監査役および監査役会

- 第 32 条 当会社の監査役は 5 名以内とし株主総会でこれを選任する。
- ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 第 33 条 監査役の任期は選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。
- 第 34 条 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は退任した監査役の任期が終了するときまでとする。
- 第 35 条 常勤の監査役は、監査役会の決議により選定する。
- 第 36 条 監査役会の招集は各監査役に対して会日の 2 日前までに通知を発するものとする。ただし緊急の必要のある場合はこの限りでない。
- 第 37 条 監査役会に関する規程は別に監査役会の決議をもってこれを定める。
- 第 38 条 監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。
- 第 39 条 当会社は会社法第426条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第 1 項の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。
- ② 当会社は会社法第427条第 1 項の規定により、監査役との間に、会社法第423条第 1 項の責任を法令が規定する額まで限定する契約を締結することができる。

第6章 会計監査人

- 第40条 当会社の会計監査人は株主総会でこれを選任する。
- 第41条 会計監査人の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。
- ② 前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかつたときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。
- 第42条 会計監査人の報酬等は、監査役会の同意を得て取締役会でこれを定める。

第7章 計算

- 第43条 当会社の事業年度は1年とし、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。その事業年度末日に決算を行う。
- 第44条 当会社の剰余金の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。
- 第45条 当会社は取締役会の決議により毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。
- 第46条 配当財産が金銭である場合は、その支払を開始した日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。
- ② 前項の金銭には利息をつけないものとする。

(附則)

1. 定款第17条の変更は会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生じるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第17条はなお効力を有する。
3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。